

水道事業会計

1 業務実績

(1) 21年度の業務実績

21年度における主な業務実績は、次のとおりです。

区 分	単 位	19 年度	20 年度	21 年度	対前年度 増 減	対前年度 増減率(%)	備 考	
給水人口	人	476,195	479,060	480,788	1,728	0.4	年度末現在	
給水戸数	戸	217,463	218,841	220,341	1,500	0.7	"	
給水装置数	個	94,806	95,881	97,742	1,861	1.9	"	
配水量	m ³	58,304,390	57,343,930	57,460,380	116,450	0.2	年間総量	
自己水源量	m ³	17,177,320	16,515,780	16,389,460	126,320	0.8	"	
受水量	m ³	41,127,070	40,828,150	41,070,920	242,770	0.6	"	
有収水量	m ³	54,516,598	53,442,054	53,537,867	95,813	0.2	"	
有収率	%	93.5	93.2	93.2	0.0	-	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}} \times 100$	
1日配水能力	m ³	262,100	262,100	262,100	0	0.0		
1日最大配水量	m ³	183,490	179,710	174,670	5,040	2.8		
1日最小配水量	m ³	134,160	134,370	136,580	2,210	1.6		
1日平均配水量	m ³	159,302	157,107	157,426	319	0.2		
一人1日平均配水量	ℓ/人	334.5	327.9	327.4	0.5	0.2		
負荷率	%	86.8	87.4	90.1	2.7	-	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	
施設利用率	%	60.8	59.9	60.1	0.2	-	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	
最大稼働率	%	70.0	68.6	66.6	2.0	-	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	
導・送・配水管延長	km	1,216	1,220	1,224	4	0.3	年度末現在	
職 員 数	水道局	人	218	207	211	4	1.9	年度末現在 (管理者を除く・ 再任用職員含む)
	協会派遣	人	11	9	4	5	55.6	
	計	人	229	216	215	1	0.5	
負担区分	水道局	人	226	213	215	2	0.9	(人件費にかかる負担)
	協会	人	3	3	0	3	皆減	

21年度末の給水人口は480,788人で、20年度に比べ1,728人(0.4%)増加しています。また、給水戸数も1,500戸(0.7%)増加し、220,341戸となっています。なお、給水区域内で132人(46戸)が井戸水等のみを使用しています。

配水量は57,460,380m³で、家事用、市外分水で使用水量が増加したことにより、116,450m³(0.2%)増加しています。このうち、自己水源量が16,389,460m³で、126,320m³(0.8%)減少し、阪神水道企業団(以下「阪水」という。)及び兵庫県営水道(以下「県水」という。)からの受水量は41,070,920m³で、242,770m³(0.6%)増加しています。

有収水量は53,537,867m³で、95,813m³(0.2%)の増加となり、有収率は20年度と同じ93.2%となっています。

導・送・配水管の延長は1,224kmで4kmの増となっています。これは、導・送水管は送水管の布設・撤去により年度末延長が61.6kmとなり、配水管は布設・寄付採納及び撤去により、年度末延長が1,162.7kmとなったことによるものです。

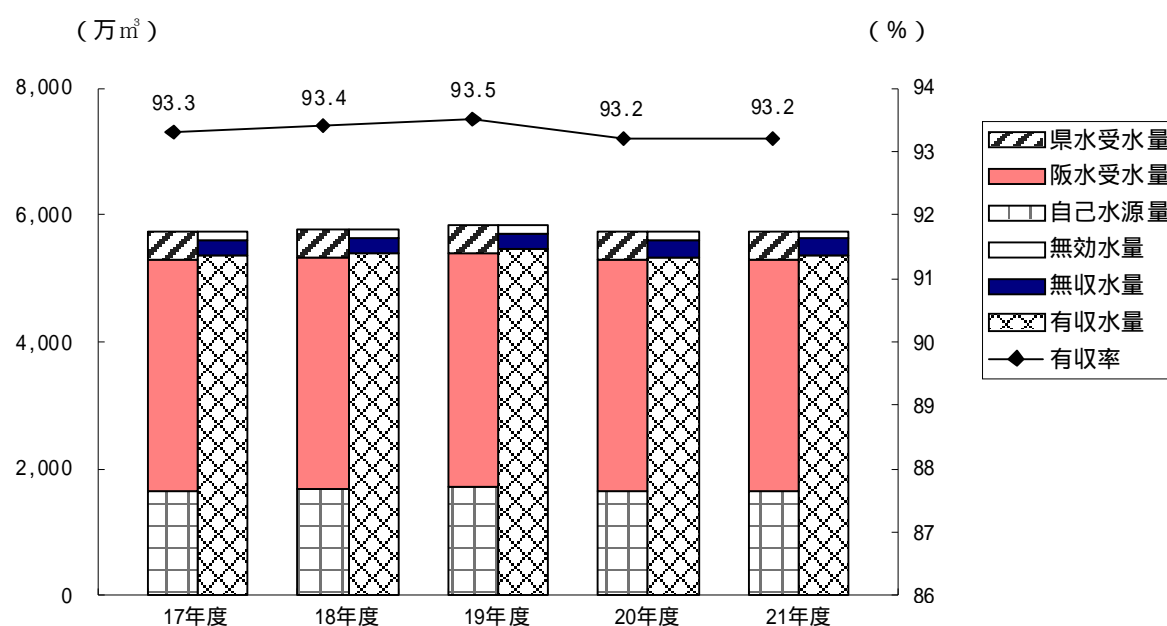
職員数は、年度途中の退職(死亡退職)により、1人減の215人となっています。サービス協会へは4人の職員を派遣し、人件費は水道局負担としています。

昭和10年の瓦木村長と西宮市長との間で交わされた契約により、農業用水を水道水源として使用する代償として、1戸1か月15m³までは無償とされていましたが、水道メーターが未設置で、使用水量の把握もできないことから、水道料金徴収が行われていませんでした。

これまで、対象世帯・農会に対して、水道メーター設置について再三交渉を重ねてきましたが解決には至らず、20年6月に、その後の交渉と調停申立て等について弁護士に委任しています。

弁護士を通じた交渉の中で、上新田農会長より、水道メーターの設置と月15m³を超える水量の料金徴収を承諾する旨の通知があり、20年10月に水道メーターを設置し、21年3月検針分より料金徴収を開始しています。残る瓦林2戸、中新田14戸については、弁護士を通じた交渉でも了解が得られなかったため、第三者の意見を求めて解決すべく、21年2月に西宮簡易裁判所に調停の申立てを行ってしています。この結果、瓦林2戸については21年10月に調停が成立したことに伴い、水道メーターを設置し、22年4月検針分より料金徴収を開始しています。中新田14戸についても22年4月に調停が成立し、水道メーターを設置しており、22年9月検針分より料金徴収を開始する予定としています。

最近5か年における受水量、配水量及び有収率は、次のとおりです。



注1 左は水源別受水量。右は有効・無効別配水量。

2 無効水量は漏水等により料金を減免した水量と配水管での地下漏水によるもの。
無収水量は水道局等が業務のため使用した水量で、業務用、消火用、工事・修繕用等。

(2) 安定給水への取組み

最近3か年の阪水・県水の契約水量、受水量等は、次のとおりです。

(単位：m³・円)

区 分		19年度	20年度	21年度
阪水	契約水量/日	142,291	142,291	142,291
	1日最大受水量	130,150	128,560	123,100
	責任水量/日	99,604	99,604	99,604
	受水量/年	36,644,070	36,357,280	36,600,330
	受水単価	61.96	61.96	61.96
	受水費/年	2,258,755,769	2,252,584,306	2,252,584,306
県水	契約水量/日	17,500	17,500	17,500
	1日最大受水量	14,660	14,570	13,090
	責任水量/日	12,250	12,250	12,250
	受水量/年	4,483,000	4,470,870	4,470,590
	受水単価	150.27	142.67	142.68
	受水費/年	673,642,008	637,870,008	637,870,000
受水費合計		2,932,397,777	2,890,454,314	2,890,454,306

注1 県水は基本料金と使用料金の二部料金制で受水単価は平均供給単価。

2 責任水量は契約水量の70%。

阪水と構成4市(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市)では、1日最大給水量(契約水量)を協議により決定しており、最終的には4市の希望配分水量割合に応じて、阪水議会の議決を経て決定され、21年度は142,291m³と定められています。

県水については、12年度から1日最大20,000m³を受水する基本協定を締結していましたが、水需要の低迷のため、協定水量の見直しを行っており、給水協定書に基づく21年度の1日最大給水量は17,500m³となっています。

最近3か年の一人1日平均配水量の計画と実績は、次のとおりです。

(単位：リットル)

区 分	19年度		20年度		21年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
南部地域	334	331	335	326	334	327
北部地域	340	364	340	349	338	331

注 計画は西宮市水道施設整備計画(西宮ウォーターリニューアル21)における推計値。

財政計画における給水計画では、21年度の1日平均配水量は160,270m³としていましたが、実績は157,426m³で、一人1日平均配水量は327.40となり、給水人口・給水戸数が増加しているものの、節水機器等の普及や節水意識の高まりなどにより、水需要は伸び悩んでいます。

20年4月には、南部水道事業と北部水道事業を統合するとともに、水源種別等を見直した事業変更認可を受けています。新事業認可では、30年度を目標として、給水人口512,000人、1日最大給水量を南部183,000m³、北部22,700m³、全体で205,700m³としています。

水源については、自己水源55,400m³/日(表流水31,890m³/日、地下水23,510m³/日)、阪水からの受水188,504m³/日、県水からの受水17,500m³/日、計261,404m³/日としています。

事業変更認可による水源量は、次のとおりです。

(単位：m³/日)

区 分	旧認可値	変更認可値	増減量
自己水源	120,550	55,400	65,150
阪水受水	153,488	188,504	35,016
県水受水	20,000	17,500	2,500
計	294,038	261,404	32,634

自己水源については、川上ダム(18,230m³/日)から撤退し、その代替水源として阪水から受水することとし、工業用水転用による水利権(11,750m³/日)は引続き確保するとしています。

なお、川上ダム撤退に伴う費用負担額については、縮小又は撤退利水者のみに係る概算事業費が示され、西宮市の負担分を仮に撤退者の水利権で按分すると約3億円弱となります。このほか、独立行政法人水資源機構が利水者に代わり、建設期間中に利水者負担として借入れた金額に係る利息の負担が見込まれており、撤退費用の早期確定や、22年度以降発生する費用は利息を含め西宮市が負担しないことについて、国土交通省をはじめ関係機関に要望しています。

今後とも、人口規模及び都市目標に沿った街づくりに必要となる給水量を勘案しつつ、安定給水を堅持することを基本とした水源の確保及び水需給計画の策定を行ってください。

2 予算執行状況

企業会計予算は、営業活動としての収益的収入及び支出と設備投資(建設改良)関係の資本的収入及び支出に区分されています。

21年度における予算執行状況は、次のとおりです。

(1) 収益的収入

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	執行率
水道事業収益	10,734,957,000	10,194,809,439	540,147,561	95.0
営業収益	10,071,177,000	9,771,551,726	299,625,274	97.0
給水収益	9,699,904,000	9,438,228,972	261,675,028	97.3
受託工事収益	62,885,000	38,577,640	24,307,360	61.3
その他の営業収益	308,388,000	294,745,114	13,642,886	95.6
営業外収益	663,280,000	416,648,137	246,631,863	62.8
受取利息	15,148,000	10,868,555	4,279,445	71.7
分担金	523,632,000	274,976,100	248,655,900	52.5
他会計補助金	91,398,000	91,397,212	788	100.0
雑収益	33,102,000	39,406,270	6,304,270	119.0
特別利益	500,000	6,609,576	6,109,576	1,321.9
過年度損益修正益	500,000	6,609,576	6,109,576	1,321.9

注 決算額には仮受消費税・地方消費税 477,417,042円を含む。

水道事業収益は、予算額107億3,495万円に対し決算額101億9,480万円で、予算執行率は95.0%となり、予算額に比べ5億4,014万円の減少となっています。

収入の主なものは、営業収益の給水収益94億3,822万円、その他の営業収益2億9,474万円、受託工事収益3,857万円、営業外収益の分担金2億7,497万円、他会計補助金9,139万円、雑収益3,940万円となっています。また、予算額に比べ決算額が減少した主なものは、営業収益の給水収益2億6,167万円、受託工事収益2,430万円、営業外収益の分担金2億4,865万円となっています。

(2) 収益的支出

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	執 行 率
水道事業費	10,509,640,000	9,811,289,087	698,350,913	93.4
営業費用	9,565,163,000	8,912,471,338	652,691,662	93.2
原水及び浄水費	1,229,881,000	1,129,356,812	100,524,188	91.8
受水費	3,034,980,000	3,034,977,016	2,984	100.0
配水費	1,082,297,000	752,186,171	330,110,829	69.5
給水費	490,853,000	447,820,533	43,032,467	91.2
受託工事費	58,242,000	35,656,880	22,585,120	61.2
業務費	560,724,000	505,242,149	55,481,851	90.1
総係費	1,009,086,000	962,868,333	46,217,667	95.4
減価償却費	2,021,800,000	1,973,587,828	48,212,172	97.6
資産減耗費	76,000,000	70,266,606	5,733,394	92.5
その他営業費用	1,300,000	509,010	790,990	39.2
営業外費用	911,733,000	882,814,416	28,918,584	96.8
支払利息及び 企業債取扱諸費	601,382,000	601,346,950	35,050	100.0
繰延勘定償却	89,628,000	89,627,905	95	100.0
補助金	43,315,000	14,432,261	28,882,739	33.3
消費税	177,408,000	177,407,300	700	100.0
特別損失	30,744,000	16,003,333	14,740,667	52.1
過年度損益修正損	30,744,000	16,003,333	14,740,667	52.1
予備費	2,000,000	0	2,000,000	0.0

注 決算額には仮払消費税・地方消費税 216,326,310円を含む。

水道事業費は、予算額105億964万円に対し決算額98億1,128万円で、予算執行率は93.4%となり、6億9,835万円の不用額を生じています。

支出の主なものは、営業費用の受水費30億3,497万円、減価償却費19億7,358万円、原水及び浄水費11億2,935万円、総係費9億6,286万円、配水費7億5,218万円、業務費5億524万円、給水費4億4,782万円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費6億134万円となっています。

また、不用額の主なものは、営業費用の配水費3億3,011万円、原水及び浄水費1億52万円、業務費5,548万円、減価償却費4,821万円、総係費4,621万円、給水費4,303万円、営業外費用の補助金2,888万円となっています。

消費税の納税額は、地方消費税と合せ1億7,740万円となっています。

(3) 資本的収入

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	執行率
資本的収入	1,777,195,000	1,104,685,938	672,509,062	62.2
	(454,112,000)	(451,720,000)	(2,392,000)	(99.5)
企業債	1,547,800,000	922,800,000	625,000,000	59.6
	(442,800,000)	(442,800,000)	(0)	(100.0)
国庫補助金	5,250,000	0	5,250,000	0.0
他会計負担金	2,999,000	3,316,425	317,425	110.6
他会計補助金	42,727,000	42,726,285	715	100.0
工事負担金	145,694,000	104,918,334	40,775,666	72.0
	(11,312,000)	(8,920,000)	(2,392,000)	(78.9)
長期貸付金返還金	1,800,000	0	1,800,000	0.0
その他資本的収入	30,925,000	30,924,894	106	100.0

注1 決算額には仮受消費税・地方消費税 1,635,058円を含む。

2 下段()書きは、地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額で内数。

資本的収入は、予算額17億7,719万円に対し決算額11億468万円で、予算執行率は62.2%となり、予算額に比べ6億7,250万円の減少となっています。

収入の主なものは、企業債9億2,280万円で、予算額に比べ決算額が減少した主なものは、企業債6億2,500万円、工事負担金4,077万円となっています。

(4) 資本的支出

(単位：円・%)

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
資本的支出	4,952,674,000	3,381,386,930	954,876,000	616,411,070	68.3
	(784,914,000)	(733,636,401)	(0)	(51,277,599)	(93.5)
建設改良費	3,550,049,000	2,011,641,786	954,876,000	583,531,214	56.7
	(784,914,000)	(733,636,401)	(0)	(51,277,599)	(93.5)
営業設備費	42,028,000	32,707,523	0	9,320,477	77.8
営業施設改良費	7,350,000	3,895,500	0	3,454,500	53.0
原水及び浄水施設費	653,059,000	451,716,229	56,283,000	145,059,771	69.2
	(245,151,000)	(235,697,700)	(0)	(9,453,300)	(96.1)
配水施設費	2,847,612,000	1,523,322,534	898,593,000	425,696,466	53.5
	(539,763,000)	(497,938,701)	(0)	(41,824,299)	(92.3)
企業債償還金	1,232,763,000	1,232,762,531	0	469	100.0
水資源機構償還金	109,705,000	109,703,613	0	1,387	100.0
投資	3,000,000	0	0	3,000,000	0.0
繰延勘定	55,157,000	27,279,000	0	27,878,000	49.5
予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	0.0

注1 決算額には仮払消費税・地方消費税 81,176,289円を含む。

2 下段()書きは、地方公営企業法第26条の規定による繰越額で内数。

資本的支出は、予算額49億5,267万円に対し決算額33億8,138万円で、予算執行率は68.3%となり、翌年度へ9億5,487万円が繰越(建設改良繰越)され、不用額は6億1,641万円となっています。

支出の主なものは、建設改良費の配水施設費15億2,332万円、原水及び浄水施設費4億5,171万円、企業債償還金12億3,276万円となっています。

建設改良事業の主なものは、原水及び浄水施設費では、丸山ダムゲート巻上機改良工事 1 億 3,650万円、丸山浄水場汚泥掻寄機整備工事3,139万円、鳴尾浄水場ろ過機 2 号設備改良工事2,915万円、北山貯水池管理事務所改修ほか工事2,717万円などを実施しています。

また、配水施設費では、配水設備費で、北六甲台配水所他テレメータ等更新工事 1 億4,175万円、青葉台低区配水槽送水ポンプ盤及びポンプ更新工事2,415万円、北六甲台配水所減圧弁設置工事1,821万円、丸山浄水場中区配水池防雷システム設置工事1,470万円などを実施しています。

配水管布設費では、配水管布設及び布設替工事を9,760m施工しています。

20年度からの建設改良繰越は、丸山ダムゲート巻上機改良工事 1 億3,650万円、上田東町配水管布設替工事9,182万円、甲東～鯨池系統配水主幹布設工事(1 工区)9,025万円、甲東～鯨池系統配水主幹布設工事(2 工区)7,882万円などで、21年度で全ての工事は完工し、執行額は 7 億3,363万円となっています。

22年度への建設改良繰越額 9 億5,487万円は、越水浄水場中央監視設備ほか改良工事 4 億6,625万円、津門稲荷町配水管布設替工事 1 億2,582万円、甲子園網引町配水管布設替工事7,193万円、段上町 1 丁目配水管布設工事5,796万円などが、関係機関との協議に時間を要したことなどにより工期延長となったため繰越したものです。

建設改良費の不用額は 5 億8,353万円で、主として、原水及び浄水施設費で、委託料9,347万円、工事請負費2,884万円など合せて 1 億4,505万円、配水施設費で、負担金 1 億7,661万円、委託料 1 億4,436万円、工事請負費9,213万円など合せて 4 億2,569万円の不用額を生じ、このうち工事請負費の不用額は、主に予算額と契約金額との差によるものです。

なお、資本的収入11億468万円に対し資本的支出は33億8,138万円で、不足する額22億7,670万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,954万円、損益勘定留保資金20億8,215万円、減債積立金1,500万円及び建設改良積立金 1 億円で補てんされています。

(単位：千円)

区 分	20年度末残高 A	21年度発生額 B	21年度補てん額 C	21年度末残高 A+B-C
消費税資本的収支調整額	0	79,541	79,541	0
損益勘定留保資金	4,643	2,123,482	2,082,159	45,967
繰越利益剰余金	1,437,366	299,509	0	1,736,876
減債積立金	15,000	0	15,000	0
建設改良積立金	1,300,000	0	100,000	1,200,000
計	2,757,010	2,502,533	2,276,700	2,982,843

注 1 損益勘定留保資金21年度発生額は、減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却。

2 損益勘定留保資金21年度補てん額は当年度・過年度分を合算。

3 経営成績

21年度における収益・費用の状況は、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	20 年度	21 年度	増 減	増減率
経常収益 (A)	9,761,719,798	9,710,782,821	50,936,977	0.5
営業収益	9,299,782,194	9,308,436,701	8,654,507	0.1
営業外収益	461,937,604	402,346,120	59,591,484	12.9
経常費用 (B)	9,459,598,445	9,402,641,630	56,956,815	0.6
営業費用	8,748,728,400	8,696,907,090	51,821,310	0.6
営業外費用	710,870,045	705,734,540	5,135,505	0.7
経常損益 (C=A-B)	302,121,353	308,141,191	6,019,838	2.0
特別利益 (D)	0	6,609,576	6,609,576	皆増
特別損失 (E)	14,567,635	15,241,271	673,636	4.6
純損益 (F=C+D-E)	287,553,718	299,509,496	11,955,778	4.2
営業収支比率	106.4	107.0	0.6	-
経常収支比率 (A/B × 100)	103.2	103.3	0.1	-

注1 営業収支比率 = $\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$

2 各科目の増減については、32・33 ページの審査資料「比較損益計算書」を参照。

(1) 経営損益

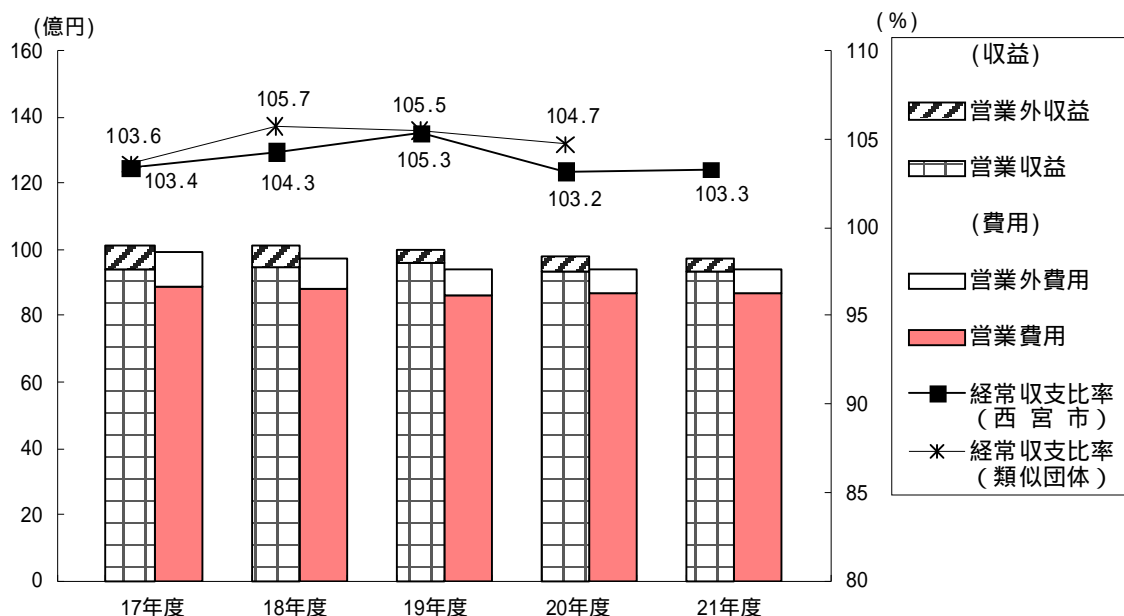
21年度の経常損益は、経常収益97億1,078万円に対し経常費用94億264万円で、差引き3億814万円の経常利益となり、これに特別利益及び特別損失を加減した2億9,950万円が純利益となっています。

これらを20年度と比較すると、経常収益が5,093万円(0.5%)減少し、経常費用が5,695万円(0.6%)減少したことにより、経常利益は601万円(2.0%)増加しています。

さらに、特別利益が660万円(皆増)増加し、特別損失が67万円(4.6%)増加したことにより、純利益が1,195万円(4.2%)増加しています。

なお、業務活動の成果を示す営業収支比率は0.6ポイント上昇し107.0%となり、経常収支比率も0.1ポイント上昇し103.3%となっています。(38～41 ページの審査資料「主要財務分析比率表」を参照)

最近5か年における経常収益と経常費用は、次のとおりです。



(2) 収益

ア 営業収益

営業収益は93億843万円で、20年度より865万円(0.1%)増加しています。

給水収益は89億8,918万円で、家事用で64万円の減、公共用で713万円の減、事業用で6万円の減、特殊用で763万円の減、市外分水で27万円の増等となり、合せて1,535万円(0.2%)減少しています。

受託工事収益は3,713万円で、配水管移設工事の増等により、3,305万円(810.0%)増加しています。

その他の営業収益は2億8,212万円で、903万円(3.1%)減少しています。

イ 営業外収益

営業外収益は4億234万円で、20年度より5,959万円(12.9%)減少しています。これは主として、分担金で6,578万円(20.1%)減少したことによるものです。

なお、収益的収入への一般会計繰入金は9,606万円で、営業収益に消火栓維持管理経費負担金として467万円、営業外収益に福祉減免に対する補助金として8,411万円、緊急貯水槽企業債償還利息に対する補助金として728万円が繰入れられ、総収益への繰入率は1.0%となっています。

ウ 特別利益

特別利益は660万円で、住民訴訟の判決により、過年度に支出した自治振興会の特別給付に対する補助金が違法とされたことから、過去の補助金交付決定の一部を取消し、自治振興会より返還を受けたことによるものです。

(3) 費用

ア 経常費用

営業費用は86億9,690万円で、20年度より5,182万円(0.6%)減少しています。これは主として、受託工事費で2,541万円(284.0%)、配水費で1,247万円(1.7%)、それぞれ増加したものの、原水及び浄水費で2,720万円(2.4%)、減価償却費で2,696万円(1.3%)、資産減耗費で2,159万円(23.5%)、総係費で1,431万円(1.5%)、それぞれ減少したことによるものです。

営業外費用は7億573万円で、513万円(0.7%)減少しています。これは主として、繰延勘定償却で3,434万円(62.1%)増加したものの、支払利息及び企業債取扱諸費で3,120万円(4.9%)、補助金で830万円(36.5%)、それぞれ減少したことによるものです。

経常費用を性質別に20年度と比較すると、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	20 年度		21 年度		増 減 額	増減率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
職員給与費	2,283,630,474	24.1	2,267,144,116	24.1	16,486,358	0.7
受水費	2,890,454,314	30.6	2,890,454,306	30.7	8	0.0
物件費	1,481,928,590	15.7	1,495,187,550	15.9	13,258,960	0.9
委託料	601,919,726	6.4	618,407,566	6.6	16,487,840	2.7
修繕費	105,693,281	1.1	95,411,797	1.0	10,281,484	9.7
工事請負費	137,701,043	1.5	180,139,724	1.9	42,438,681	30.8
動力費	189,851,699	2.0	179,020,590	1.9	10,831,109	5.7
薬品費	41,102,669	0.4	41,627,603	0.4	524,934	1.3
材料費	33,951,313	0.4	27,925,808	0.3	6,025,505	17.7
その他物件費	371,708,859	3.9	352,654,462	3.8	19,054,397	5.1
支払利息及び 企業債取扱諸費	632,555,768	6.7	601,346,950	6.4	31,208,818	4.9
減価償却費	2,000,556,693	21.1	1,973,587,828	21.0	26,968,865	1.3
その他費用	170,472,606	1.8	174,920,880	1.9	4,448,274	2.6
計	9,459,598,445	100.0	9,402,641,630	100.0	56,956,815	0.6

注1 各科目の増減については、36・37 ページの審査資料「費用節別比率表」を参照。

2 構成費は特別損失を除いた比率で、審査資料と一致しない。

費用構成比をみると、受水費の30.7%が最も高く、職員給与費24.1%、減価償却費21.0%、物件費15.9%、支払利息及び企業債取扱諸費6.4%、その他費用1.9%の順となっています。

また、20年度との比較では、主として、その他費用で2.6%増加し、支払利息及び企業債取扱諸費で4.9%、減価償却費で1.3%、それぞれ減少しています。

費用の主な増減理由は、次のとおりです。

(ア) 職員給与費は22億6,714万円で、1,648万円(0.7%)減少しています。これは主として、引当計画に基づく退職給与金予算計上額の増により5,000万円、共済組合負担金率改定により2,609万円、普通昇給等により2,509万円、それぞれ増加しましたが、退職者不補充等による人員減により1億376万円減少したことによるものです。

(イ) 受水費は28億9,045万円で、20年度と同額となっています。

(ウ) 物件費は14億9,518万円で、1,325万円(0.9%)増加しています。

委託料は6億1,840万円で、1,648万円(2.7%)増加しています。これは、総係費で西宮市水道事業変更認可申請書策定業務の減等により5,649万円減少しましたが、原水及び浄水費で施設清掃及び除草・除藻業務の増等により4,170万円、配水費で電気・機械維持管理業務の増等により1,382万円、給水費で参考メーター検定満期取替等業務の増等により708万円、業務費で水道料金徴収業務の増等により1,036万円、それぞれ増加したことによるものです。

修繕費は9,541万円で、1,028万円(9.7%)減少しています。これは主として、構築物で936万円、水道メーターで881万円、それぞれ増加しましたが、機械及び装置で2,412万円、建物で395万円、それぞれ減少したことによるものです。

工事請負費は1億8,013万円で、4,243万円(30.8%)増加しています。これは主として、受託工事費で配水管移設工事の増により2,488万円、配水費で鉛管更新工事の増等により1,406万円、それぞれ増加したことによるものです。

動力費は1億7,902万円で、電気料金の値下げにより1,083万円(5.7%)減少しています。

薬品費は4,162万円で、粉末活性炭の購入量の増等により52万円(1.3%)増加しています。

材料費は2,792万円で、602万円(17.7%)減少しています。これは主として、配水費で471万円減少したことによるものです。

その他物件費は3億5,265万円で、1,905万円(5.1%)減少しています。

(I) 支払利息及び企業債取扱諸費は6億134万円で、20年度借入企業債の利息発生分で1,224万円増加しましたが、経過年数に伴う逡減により4,344万円減少したことにより、3,120万円(4.9%)減少しています。

(オ) 減価償却費は19億7,358万円で、20年度に取得した資産の償却開始による増加分が、償却完了等による減少分を下回ったため、2,696万円(1.3%)減少しています。

(カ) その他費用は1億7,492万円で、主として、固定資産除却費で2,459万円減少しましたが、開発費償却で3,434万円増加したことにより、444万円(2.6%)増加しています。

イ 特別損失

特別損失は、過年度損益修正損で、過年度未収金の時効完成による不納欠損処分1,524万円となっています。

(4) 供給単価と給水原価

有収水量 1 m³当たりの供給単価及び給水原価を20年度と比較すると、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	20 年度		21 年度		増 減	増減率	20 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比			類似団体 平 均	全国平均
1 m ³ 当たり供給単価 (A)	168.49	-	167.90	-	0.59	0.4	160.57	172.87
1 m ³ 当たり給水原価 (B)	176.83	100.0	174.97	100.0	1.86	1.1	167.58	173.40
給水原価内訳								
職員給与費	40.72	23.0	40.29	23.0	0.43	1.1	22.66	27.49
減価償却費	37.43	21.2	36.86	21.1	0.57	1.5	38.32	48.40
支払利息及び 企業債取扱諸費	11.83	6.7	11.23	6.4	0.60	5.1	12.65	16.68
受水費	54.09	30.6	53.99	30.9	0.10	0.2	56.73	30.45
その他費用	32.76	18.5	32.61	18.6	0.15	0.5	37.21	50.39
販売収益 (A) - (B)	8.34	-	7.07	-	1.27	-	7.01	0.53
料金回収率(A)/(B) × 100	95.3	-	96.0	-	0.7	-	95.8	99.7

注1 供給単価 = 給水収益 ÷ 年間有収水量

2 給水原価 = { 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価) } ÷ 年間有収水量

3 類似団体は、給水人口30万人以上の受水を主とする20事業者で、数値は地方公営企業年鑑に基づく。

類似団体 神奈川県営水道 前橋市 高崎市 川越市 川口市 所沢市 柏市 豊橋市 春日井市 豊田市 豊中市 吹田市 高槻市 東大阪市 尼崎市 西宮市 倉敷市 高松市 那覇市 越谷・松伏水道企業団 以上20事業者

供給単価は167円90銭で、20年度より59銭(0.4%)の減となっています。これは、年間有収水量が95,813m³(0.2%)増加し、給水収益が1,535万円(0.2%)減少したことによるものです。

給水原価は、支払利息及び企業債取扱諸費で60銭、減価償却費で57銭、職員給与費で43銭、受水費で10銭、その他費用で15銭、それぞれ減少したため、1円86銭(1.1%)減少し、174円97銭となっています。

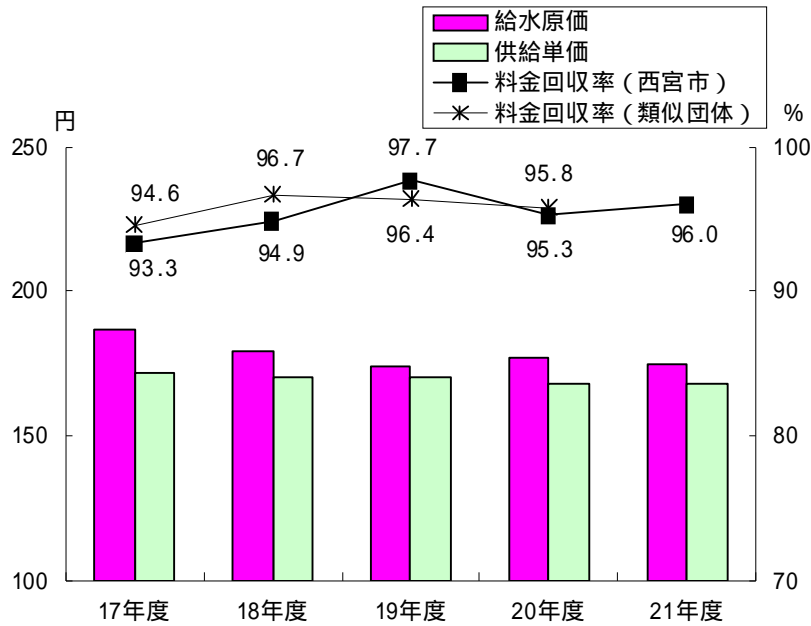
販売収益は差引き7円7銭の損失となっています。また、給水原価に対して供給単価の料金回収率は96.0%となり、0.7ポイント上昇しています。

最近5か年の料金回収率は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
西宮市	93.3	94.9	97.7	95.3	96.0
類似団体	94.6	96.7	96.4	95.8	-
全国平均	98.5	98.7	99.3	99.7	-

最近5か年の供給単価と給水原価は、次のとおりです。



4 財政状態

21年度末における財政状態を明らかにした資産及び負債・資本を、20年度末と比較すると、次のとおりです。

(単位：円・%)

区 分	20 年度		21 年度		増 減 額	増減率	
	金 額	構成比	金 額	構成比			
資 産	固定資産	61,685,367,581	92.4	61,671,203,847	92.3	14,163,734	0.0
	流動資産	4,778,915,597	7.2	4,849,672,119	7.3	70,756,522	1.5
	繰延勘定	326,214,858	0.5	262,566,953	0.4	63,647,905	19.5
	資産合計	66,790,498,036	100.0	66,783,442,919	100.0	7,055,117	0.0
負 債	負債	2,321,754,818	3.5	2,166,678,663	3.2	155,076,155	6.7
	固定負債	297,516,617	0.4	232,109,103	0.3	65,407,514	22.0
	流動負債	2,024,238,201	3.0	1,934,569,560	2.9	89,668,641	4.4
資 本	資本	64,468,743,218	96.5	64,616,764,256	96.8	148,021,038	0.2
	資本金	23,591,336,238	35.3	23,396,373,707	35.0	194,962,531	0.8
	剰余金	40,877,406,980	61.2	41,220,390,549	61.7	342,983,569	0.8
	負債・資本合計	66,790,498,036	100.0	66,783,442,919	100.0	7,055,117	0.0

注 各科目の増減については、34・35 ページの審査資料「比較貸借対照表」を参照。

(1) 資 産

資産は667億8,344万円で、20年度に比べ705万円(0.0%)減少しています。

ア 固定資産

固定資産は616億7,120万円で、1,416万円(0.0%)減少しています。このうち、有形固定資産は597億7,587万円で、2,342万円(0.0%)増加しています。

有形固定資産の減少額の大きいものは機械及び装置で、増加額の大きいものは建設仮勘定、構築物となっています。

土地は83億3,495万円で、20年度と同額となっています。

建物は21億2,201万円で、主として、建設改良工事による取得で3,700万円増加しましたが、減価償却により9,092万円減少したことにより、5,190万円(2.4%)減少しています。

構築物は423億5,356万円で、9,766万円(0.2%)増加しています。これは、除却で5,053万円、減価償却で11億1,666万円、合せて11億6,719万円減少しましたが、建設改良工事による取得で12億3,828万円、受贈で1,371万円、建設仮勘定からの科目振替で1,286万円、合せて12億6,486万円の増加したことによるものです。

機械及び装置は65億3,082万円で、1億5,783万円(2.4%)減少しています。これは、建設改良工事等による取得で4億9,363万円の増加に対し、除却で1,524万円、減価償却で6億3,621万円、合せて6億5,145万円減少したことによるものです。

建設仮勘定は3億6,055万円で、工事による取得1億4,288万円の増に対し、本勘定への科目振替による減1,492万円を差引いた1億2,795万円(55.0%)の増となっています。

無形固定資産は、電話加入権501万円、施設利用権60万円、水利権15億6,517万円、合せて15億7,078万円で、3,758万円(2.3%)減少しています。

施設利用権は、鳴尾出張所庁舎利用権の処分により2,945万円、減価償却で110万円、合せて3,056万円(98.1%)減少しています。

水利権は、琵琶湖総合開発事業に係る独立行政法人水資源機構への割賦負担金の当年度償還分1億708万円の増に対し、減価償却による減1億1,410万円を差引いた702万円(0.4%)の減となっています。

投資は3億2,453万円で、20年度と同額となっています。

イ 流動資産

流動資産は48億4,967万円で、7,075万円(1.5%)増加しています。これは主として、現金預金で2,732万円(0.8%)減少しましたが、前払金で6,423万円(28.9%)、未収金で3,277万円(3.0%)それぞれ増加したことによるものです。

未収金は11億1,463万円で、このうち未収給水収益8億6,856万円の内訳は、過年度分2,966万円、現年度分8億3,890万円となっています。

貯蔵品の21年度期末残高は9,311万円で、回転率は1.1回となっています。管布設工事等の大部分を材料費込みで発注するなど、工事中材料の購入を抑制してきたことにより、貯蔵品の期末残高は年々減少しています。

最近3か年の貯蔵品の期末残高及び回転率は、次のとおりです。

(単位：円・回)

区 分	19年度	20年度	21年度
期首貯蔵品	103,508,394	102,874,192	96,759,975
購 入 高	71,097,340	77,812,407	93,394,502
返 納 高	4,897,400	8,339,623	6,284,374
再 使 用 高	69,950	63,880	64,195
期末貯蔵品	102,874,192	96,759,975	93,119,197
回 転 率	0.7	0.9	1.1

注 1 期末貯蔵品は、庫出高・資産減耗費を控除後の額。

2 回転率 =
$$\frac{\text{期首貯蔵品} + \text{購入高} + \text{返納高} + \text{再使用高} - \text{期末貯蔵品}}{(\text{期首貯蔵品} + \text{期末貯蔵品}) \div 2}$$

ウ 繰延勘定

開発費は2億6,256万円で、電算システム(水道料金・財務会計システム機能強化)開発費で2,598万円増加しましたが、既開発費の償却で8,962万円減少したことにより、6,364万円(19.5%)減少しています。

(2) 負 債

負債は21億6,667万円で、1億5,507万円(6.7%)減少しています。

ア 固定負債

固定負債は2億3,210万円で、6,540万円(22.0%)減少しています。

引当金のうち、修繕引当金は2億3,207万円で、20年度から増減はありません。

修繕引当金は、数年に一度の大規模修繕に備えるため、原水及び浄水施設の固定資産未償却額に2%を乗じた額を目標修繕引当金累計額とし、各年度に平準化して予算計上し、修繕費で執行した残額を積立てることとしています。修繕引当金の年度末残高が、引当計画の引当金累計見込額を上回っているため、14年度から引当てを中止しています。

退職給与引当金は3万円で、6,540万円(99.9%)減少しています。

退職給与引当金は、将来10年間の退職見込者の退職給与金要支給額を各年度に平準化して予算に計上し、退職給与金で執行した残額を引当てることとしています。21年度は退職給与金の執行額が4億4,540万円で、予算額3億8,000万円に対し不足する額6,540万円を取崩したことによるものです。

イ 流動負債

流動負債は19億3,456万円で、8,966万円(4.4%)減少しています。これは主として、未払金で5,282万円(4.4%)、前受金で4,565万円(11.0%)、それぞれ減少したことによるものです。

(3) 資本

資本は646億1,676万円で、1億4,802万円(0.2%)増加しています。

ア 資本金

資本金は233億9,637万円で、1億9,496万円(0.8%)減少しています。

このうち、自己資本金は43億7,391万円で、減債積立金及び建設改良積立金の組入れ(地方公営企業法施行令第25条「自己資本金への組入れ」)により、1億1,500万円(2.7%)増加しています。

借入資本金は190億2,245万円で、3億996万円(1.6%)減少しています。これは、浄水施設拡充事業及び配水施設整備事業で9億2,280万円の企業債を新たに借入れ、12億3,276万円を償還したことによるものです。

イ 剰余金

剰余金は412億2,039万円で、3億4,298万円(0.8%)増加しています。このうち、資本剰余金は382億8,351万円で、1億5,847万円(0.4%)増加しています。

21年度の資本剰余金の発生・処分の状況は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	20年度末残高	21年度発生高	21年度処分量	21年度末残高
受贈財産評価額	7,548,776	13,711	6,036	7,556,452
国庫補助金	3,417,162	0	0	3,417,162
他会計負担金	188,934	3,316	0	192,250
県補助金	1,464	0	0	1,464
市補助金	2,434,095	42,726	0	2,476,821
工事負担金	24,513,335	104,755	0	24,618,091
その他資本剰余金	21,271	0	0	21,271
計	38,125,040	164,510	6,036	38,283,514

受贈財産評価額は75億5,645万円で、767万円(0.1%)増加しています。これは、固定資産の除却による処分で603万円減少しましたが、配水管等の寄贈により1,371万円増加したことによるものです。

国庫補助金は34億1,716万円で、20年度と同額となっています。

他会計負担金は1億9,225万円で、消火栓の新設・移設経費に対する一般会計からの繰入れにより331万円(1.8%)増加しています。

市補助金は24億7,682万円で、琵琶湖総合開発割賦負担金及び緊急貯水槽企業債償還元金に対する一般会計からの繰入れにより、4,272万円(1.8%)増加しています。

工事負担金は246億1,809万円で、配水管等の新設・布設替工事等により、1億475万円(0.4%)増加しています。

最近3か年の一般会計からの繰入額は、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度
収益的収入			
消火栓維持経費	4,421	4,604	4,672
福祉減免	79,211	82,042	84,112
緊急貯水槽企業債償還利息	0	0	7,285
計	83,632	86,647	96,069
資本的収入			
消火栓新設・移設経費	3,206	3,467	3,316
琵琶湖開発割賦負担金	34,931	25,719	31,630
緊急貯水槽企業債償還元金	0	0	11,095
計	38,138	29,186	46,042
合 計	121,771	115,833	142,112

福祉減免は、重度心身障害者世帯及び寝たきり老人世帯の基本料金免除分です。また、緊急貯水槽設置のために借入れた企業債の元利償還額については、市は、財政状態悪化のため20年度まで休止していましたが、21年度より再開しています。

利益剰余金は29億3,687万円となっています。これは、未処分利益剰余金17億3,687万円と建設改良積立金12億円で、未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金14億3,736万円に、21年度純利益2億9,950万円を加えたもので、1億8,450万円(11.9%)増加しています。

5 経営改善の実施状況等

(1) 財政計画と実績

財政計画(19年度～21年度)における21年度の計画と実績及び達成率は、次のとおりです。

区 分		単位	計 画(A)	実 績(B)	差引(B - A)	達成率(%) B/A × 100
業 務 概 要	給水人口	人	485,880	480,788	5,092	99.0
	給水戸数	戸	224,046	220,341	3,705	98.3
	年間総配水量	m ³	58,498,550	57,460,380	1,038,170	98.2
	1日最大配水量	m ³	183,060	174,670	8,390	95.4
	1日平均配水量	m ³	160,270	157,426	2,844	98.2
	一人1日平均配水量	リットル	329.9	327.4	2.5	99.2
	有収水量	m ³	54,720,800	53,537,867	1,182,933	97.8
	有収率	%	93.5	93.2	0.3	99.7
	収益的 収 支	総収益 (A)	千円	10,133,916	9,717,392	416,524
給水収益		千円	9,265,899	8,989,181	276,718	97.0
総費用 (B)		千円	10,083,013	9,417,882	665,131	93.4
職員給与費		千円	2,454,007	2,259,109	194,898	92.1
物件費等		千円	1,887,059	1,509,130	377,929	80.0
差引 (A) - (B)		千円	50,903	299,509	248,606	588.4
資本的 収 支	資本的収入 (C)	千円	1,004,077	1,103,051	98,974	109.9
	資本的支出 (D)	千円	3,664,994	3,300,211	364,783	90.0
	差引 (C) - (D)	千円	2,660,917	2,197,160	463,757	82.6

注 職員給与費は受託工事費分を除く。物件費はその他費用を含む。

収益的収入は101億3,391万円を見込んでいましたが、実績は97億1,739万円で、4億1,652万円(4.1%)の減収となりました。支出は100億8,301万円を予定していましたが、実績は94億1,788万円で、6億6,513万円(6.6%)減少しています。この結果、収支差引は2億9,950万円の収益となり、計画より2億4,860万円好転しています。

これにより、繰越利益剰余金14億3,736万円に、当年度純利益2億9,950万円を加えた17億3,687万円が、当年度未処分利益剰余金となっています。

収益の減少は、給水量の減により給水収益が減少したことなどによるものです。

費用の減少は、職員給与費の減とともに、経費の節減により物件費等が減となったことによるものです。

(2) 経営改善等の実施状況

経営改善等の実施状況は、次のとおりです。

ア 経費の削減

職員数の削減、経常経費の節減などにより、費用の削減に努めているとしています。

職員数では、類似都市に比べ、給水収益に対する職員給与費の割合が高くなっています。これは、施設が南部地域と北部地域に分かれ、自己水源にも恵まれていなかったという地理的条件等から浄水場などの施設を多く整備し、職員を配置してきたことによるものです。浄水場の

統廃合や事務事業の見直しにあわせて人員配置の見直しを行い、人員削減に取り組んでいると
しています。

イ 水資源の活用

水資源の有効活用や漏水量の減少による水処理費用の軽減、漏水による二次災害の発生防止
等を目的に、3～4年で市内を一巡して漏水調査を行っています。

なお、21年度の有収率は93.2%となっています。

ウ 水道用地の有効活用

サービス協会へ、市民利用の駐車場用地として5筆1,026.07㎡を使用許可し、21年度は329
万円の営業外収益を上げています。

なお、サービス協会は22年3月末日に解散しており、給水設備等管理修繕業務、簡易専用水
道検査業務及び受水槽清掃業務は民間業者等に委ね、水道メーター検針業務及び駐車場管理業
務は水道局が業務を引継いでいます。また、協会派遣職員は水道局に配置し、サービス協会雇
用の検針嘱託職員20人は、水道局嘱託職員として雇用しています。

未利用の土地は16件(5,583.92㎡)で、このうち、利用していない構築物等がある土地が12件
あります。未利用地のうち、一定の面積を有し、公道に面している等、単独の土地利用が可能
な土地については、公募による土地売却を行い、また、面積狭小、公道に面していない等、単
独での土地利用が困難な土地については、近隣者等への売却を図っていく予定であるとしてい
ます。ただし、現地に残っている構造物の撤去については、個別に方法・費用負担等の検討が
必要になるとしています。また、山間に位置する等、当面は売却困難な土地については、現状
の維持管理を継続していくとしています。

また、西宮市水道施設整備計画(西宮ウォーターリニューアル21、以下「NWR21」という。)
では、南部地域において、休止中を含めた6か所の浄水場を鳴尾浄水場1か所に統廃合すると
しています。越水浄水場については、21年度末に浄水処理は休止しましたが、配水機能は維持
し、管理本館(水運用センター)として整備する予定となっています。

鯨池浄水場は22年度末に廃止する予定であり、跡地の有効活用が今後の課題となっています
が、独立採算制である公営企業事業体としての考えだけではなく、市全体としてのまちづくり
の観点から、市長部局との間で十分協議する必要がある、その中で売却を含めた土地利用計画
についても総合的に判断するとしています。

エ 料金の滞納整理

最近3か年の水道料金の滞納繰越額(過年度分)、不納欠損額及び給水停止件数は、次のとおりです。

(単位：千円・件)

区 分	19年度	20年度	21年度
3月末滞納額 (A)	49,058	43,717	45,255
不納欠損額 (B)	14,669	15,149	15,591
滞納繰越額 (A-B)	34,389	28,568	29,664
給水停止件数	3,653	3,311	3,617

滞納額は、給水停止による督促を強化したことなどにより減少傾向にありましたが、景気の低迷に伴う破産・倒産や無届転出等の増加により、滞納繰越額は2,966万円となっています。なお、水道料金は私法上の金銭債権で民法の規定が適用され、水道料金債権についての消滅時効期間は2年となっています。

滞納者には、所定の手続を経ても納付されない時は、西宮市水道事業給水条例第35条の規定により給水停止予告書を発送し、対応のない場合には給水停止処分を行っています。21年度の給水停止件数は3,617件となっています。

オ サービスの向上等

水道料金等徴収業務及び清算業務の民間委託を行い、休日の清算業務を行うなど水道利用者のニーズにも対応するとともに、徴収業務の効率化を図っています。

サービスの向上及び事務の効率化を図るため、電話受付窓口の統合による利便性の向上、休日等の電話受付業務の実施等を目的として電話受付センターを設置し、水道使用開始届の受付、水道使用中止届の受付、給水装置等の修繕受付、各種の水道に関する問合せへの対応などの業務を行っています。21年度の応答件数は50,020件となっています。なお、この業務は民間業者に委託されています。

(3) 今後の経営方針

今後の事業経営は、家事用においては、給水戸数・給水人口は増加傾向にありますが、事業所や公共施設において、長引く不況の影響のほか、地下水等の利用による専用水道への変更など経費節減に取り組んでいる事業所もあることから、使用水量の大幅な増加は見込めない状況となっています。

支出面では、西宮市水道ビジョン及びNWR21に基づき、浄水場の統廃合に関連する工事を具体的に施工していくことによる投資的経費の増加に加え、阪水からの受水を段階的に増量することにより、受水費が増加することから、厳しい財政運営を余儀なくされる見込みです。このため、引続き経営改善に努め、安定給水に支障のない範囲で極力経費を切詰めるなど、効率的な事業運営を行い、経営基盤の強化を図るとしています。

また、これらの趣旨を踏まえ、次期財政計画(22年度～24年度)の策定を行っています。

6 契約状況

21年度における契約状況(契約金額500,000円以上のもの)は、次のとおりです。

(単位：件・%・円)

区 分	委託業務			請負工事・修繕			そ の 他		
	件数	比率	金 額	件数	比率	金 額	件数	比率	金 額
制限付き 一般競争入札	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	25 (19)	25.0 (16.4)	816,220,650 (755,047,650)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)
制限付き一般競争入札 打切後随意契約	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)
指名競争入札	29 (31)	41.4 (45.6)	697,292,400 (325,998,960)	22 (42)	22.0 (36.2)	86,401,350 (214,645,200)	31 (26)	35.6 (34.7)	66,551,760 (79,391,970)
指名競争入札 打切後随意契約	1 (0)	1.4 (0.0)	2,499,000 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (1)	0.0 (1.3)	0 (2,906,505)
見 積 合 せ	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	17 (15)	17.0 (12.9)	13,393,800 (12,729,150)	48 (42)	55.2 (56.0)	32,036,754 (28,426,480)
単独随意契約	40 (37)	57.1 (54.4)	440,491,702 (605,536,271)	36 (40)	36.0 (34.5)	911,365,350 (602,768,250)	8 (6)	9.2 (8.0)	35,018,265 (42,130,583)
計	70 (68)	100.0 (100.0)	1,140,283,102 (931,535,231)	100 (116)	100.0 (100.0)	1,827,381,150 (1,585,190,250)	87 (75)	100.0 (100.0)	133,606,779 (152,855,538)

注1 その他は一般物品、貯蔵品、賃借及び修理。

2 ()は20年度。

請負工事・修繕では、25件(25.0%)の制限付き一般競争入札が行われています。

指名競争入札の契約件数の割合は、委託業務で41.4%、請負工事・修繕で22.0%、その他で35.6%となっています。また、単独随意契約の割合は、委託業務で57.1%、請負工事・修繕で36.0%、その他で9.2%となっています。

請負工事については、競争入札において最低制限価格を公表していることもあり、最低制限価格で、くじによる落札件数が増加している傾向にあり、工事内容の質の確保等が求められます。

契約における落札率(決定率)は、次のとおりです。

(委託業務)

(単位：件・%)

区 分	件数 比率	100	100未満 99以上	99未満 98以上	98未満 97以上	97未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満
指名競争入札	29 (31)	0 (0)	0 (1)	3 (2)	0 (0)	0 (4)	7 (7)	7 (4)	4 (7)	8 (6)
構成比	41.4 (45.6)	0.0 (0.0)	0.0 (3.2)	10.3 (6.5)	0.0 (0.0)	0.0 (12.9)	24.1 (22.6)	24.1 (12.9)	13.8 (22.6)	27.6 (19.4)
指名競争入札 打切後随意契約	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
構成比	1.4 (0.0)	0.0 (0.0)	100.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
単独随意契約	40 (37)	8 (8)	4 (8)	2 (1)	2 (3)	2 (2)	14 (9)	5 (3)	1 (1)	2 (2)
構成比	57.1 (54.4)	20.0 (21.6)	10.0 (21.6)	5.0 (2.7)	5.0 (8.1)	5.0 (5.4)	35.0 (24.3)	12.5 (8.1)	2.5 (2.7)	5.0 (5.4)
計	70 (68)	8 (8)	5 (9)	5 (3)	2 (3)	2 (6)	21 (16)	12 (7)	5 (8)	10 (8)
構成比	100 (100)	11.4 (11.8)	7.1 (13.2)	7.1 (4.4)	2.9 (4.4)	2.9 (8.8)	30.0 (23.5)	17.1 (10.3)	7.1 (11.8)	14.3 (11.8)

注1 落札率(決定率) = 契約金額 ÷ 予定価格 × 100

2 ()は20年度。

(請負工事・修繕)

(単位：件・%)

区 分	件数 比率	100	100未満 99以上	99未満 98以上	98未満 97以上	97未満 95以上	95未満 90以上	90未満 85以上	85未満 80以上	80未満
制限付き 一般競争入札	25 (19)	0 (0)	0 (1)	3 (0)	2 (3)	1 (2)	2 (4)	0 (2)	6 (5)	11 (2)
構成比	25.0 (16.4)	0.0 (0.0)	0.0 (5.3)	12.0 (0.0)	8.0 (15.8)	4.0 (10.5)	8.0 (21.1)	0.0 (10.5)	24.0 (26.3)	44.0 (10.5)
制限付き一般競争入札 打切後随意契約	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
構成比	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
指名競争入札	22 (42)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (3)	0 (15)	3 (12)	2 (4)	2 (2)	13 (5)
構成比	22.0 (36.2)	0.0 (0.0)	9.1 (2.4)	0.0 (0.0)	0.0 (7.1)	0.0 (35.7)	13.6 (28.6)	9.1 (9.5)	9.1 (4.8)	59.1 (11.9)
指名競争入札 打切後随意契約	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
構成比	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
見積合せ	17 (15)	0 (0)	3 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (0)	7 (4)	2 (2)	2 (2)	3 (2)
構成比	17.0 (12.9)	0.0 (0.0)	17.6 (6.7)	0.0 (6.7)	0.0 (20.0)	0.0 (0.0)	41.2 (26.7)	11.8 (13.3)	11.8 (13.3)	17.6 (13.3)
単独随意契約	36 (40)	0 (0)	1 (2)	1 (5)	0 (3)	1 (9)	21 (15)	10 (2)	1 (3)	1 (1)
構成比	36.0 (34.5)	0.0 (0.0)	2.8 (5.0)	2.8 (12.5)	0.0 (7.5)	2.8 (22.5)	58.3 (37.5)	27.8 (5.0)	2.8 (7.5)	2.8 (2.5)
計	100 (116)	0 (0)	6 (5)	4 (6)	2 (12)	2 (26)	33 (35)	14 (10)	11 (12)	28 (10)
構成比	100 (100)	0.0 (0.0)	6.0 (4.3)	4.0 (5.2)	2.0 (10.3)	2.0 (22.4)	33.0 (30.2)	14.0 (8.6)	11.0 (10.3)	28.0 (8.6)

注1 落札率(決定率) = 契約金額 ÷ 予定価格 × 100

2 ()は20年度。

随意契約の地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号の適用状況は、次のとおりです。

(単位：件・千円)

区 分	1号		2号		8号		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
委託業務	0	0	40	440,491	1	2,499	41	442,990
請負工事・修繕	0	0	36	911,365	0	0	36	911,365
その他	3	2,079	5	32,939	0	0	8	35,018
計	3	2,079	81	1,384,796	1	2,499	85	1,389,374

注1 適用条項3号、4号、5号、6号、7号、9号適用は該当なし。

2 委託業務の8号は指名競争入札打切後随意契約。

適用条項の説明

- 1号 予定価格が管理規程で定める額を超えないとき。
- 2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- 3号 福祉施設等が製作した物品、福祉団体等の役務の提供で管理規程の定めで契約するとき。
- 4号 新事業分野開拓のため新商品として生産する物品を管理規程の定めで契約するとき。
- 5号 緊急のため競争入札に付することができないとき。
- 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7号 時価に比し著しく有利な価格が見込めるとき。
- 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9号 落札者が契約を締結しないとき。

今後とも、随意契約を行う場合は、可能な限り入札への切替えを検討するとともに、「随意契約事務の指針」及び「業務委託における随意契約の運用モデル」に基づいて適切な事務処理を行ってください。また、直近の市場価格等を反映するとともに、決定率の引下げに向けて努力してください。

契約事務において、21年度に改善された主な事項は、次のとおりです。

ア 電子入札の拡大実施

委託業務について、21年9月から工事に係る設計業務を中心に、対応可能な業種で電子入札を実施しています。

イ 総合評価落札方式の試行

22年度の本格導入に向けて、総合評価落札方式の試行を継続するとともに、市長部局主体で設置されたプロジェクトチームに、チーム員として参加しています。

ウ 不良・不適格業者の排除

不良・不適格業者を排除するため、21・22年度競争入札参加資格申請者の市内工事登録業者に、従来から準市内業者に提出を義務付けていた実態調査書を提出してもらい、事務所等を訪問して、申請書記載の内容について、契約・検査課で確認作業を実施しています。

エ 工事前払い金の上限額撤廃

業者の経営状況の改善に資するため、工事前払い金の上限額(1億500万円)を撤廃し、契約金額の40%以内を支払っています。

7 む す び

以上が、21年度水道事業会計の決算審査を行った結果の概要です。

21年度の経営収支は、総収益97億1,739万円に対し総費用94億1,788万円で、差引き 2 億9,950万円の純利益となり、20年度に比べ1,195万円純利益が増加しています。

これは、収益において分担金の減等により4,432万円減少したものの、費用では、企業債の支払利息の減等により5,628万円の減となり、費用の減が収入の減を上回ったことによるものです。

純利益 2 億9,950万円に、前年度繰越利益剰余金14億3,736万円を加えた17億3,687万円を未処分利益剰余金とし、減債積立金に5,000万円、建設改良積立金に 2 億円を積立てる予定としています。

今後の収支予測によると、収益面では、今後とも給水収益の伸びは期待できず、費用面では、浄水場の統廃合や配水管の整備、耐震化に膨大な資金の投資が必要となっていることに加え、阪水からの受水を段階的に増量することにより、受水費も増加することが予想されます。

また、浄水場の統廃合や団塊世代の大量退職などによって専門的な知識を持つ技術職員等が減少し、危機管理の面からも技術の継承が課題となっています。

水道局では、西宮市水道ビジョンで示した浄水場統廃合等の施策を実施するため、20 年 4 月に、南部水道事業と北部水道事業を統合するとともに、計画給水量、水源種別等を見直した水道事業変更認可を受けています。また、変更後の認可と整合性を図るため、20 年 8 月にNWR21 を改定しています。

改定前のNWR21 では、南部地域は鯨池浄水場と鳴尾浄水場の 2 浄水場に統合するとしていましたが、阪水からの受水量を増量することで 1 浄水場にすることが可能となるため、西宮市水道ビジョンでは、効率的な水道施設の整備をめざし、鳴尾浄水場の 1 か所に統合する計画としています。また、南部地域で、かび臭物質の水質基準を満たすため鯨池浄水場に導入を予定していた高度浄水処理については、浄水場の統廃合に伴い、高度浄水処理された阪水からの受水量の増量により対応していくとしています。

引続き、将来にわたる安全な水の安定供給と市民サービスの向上を図り、資金の投資には経済性等を十分勘案し、効率的・効果的な事業運営に努めてください。